

8月実施予定

# お子様を扶養している方対象

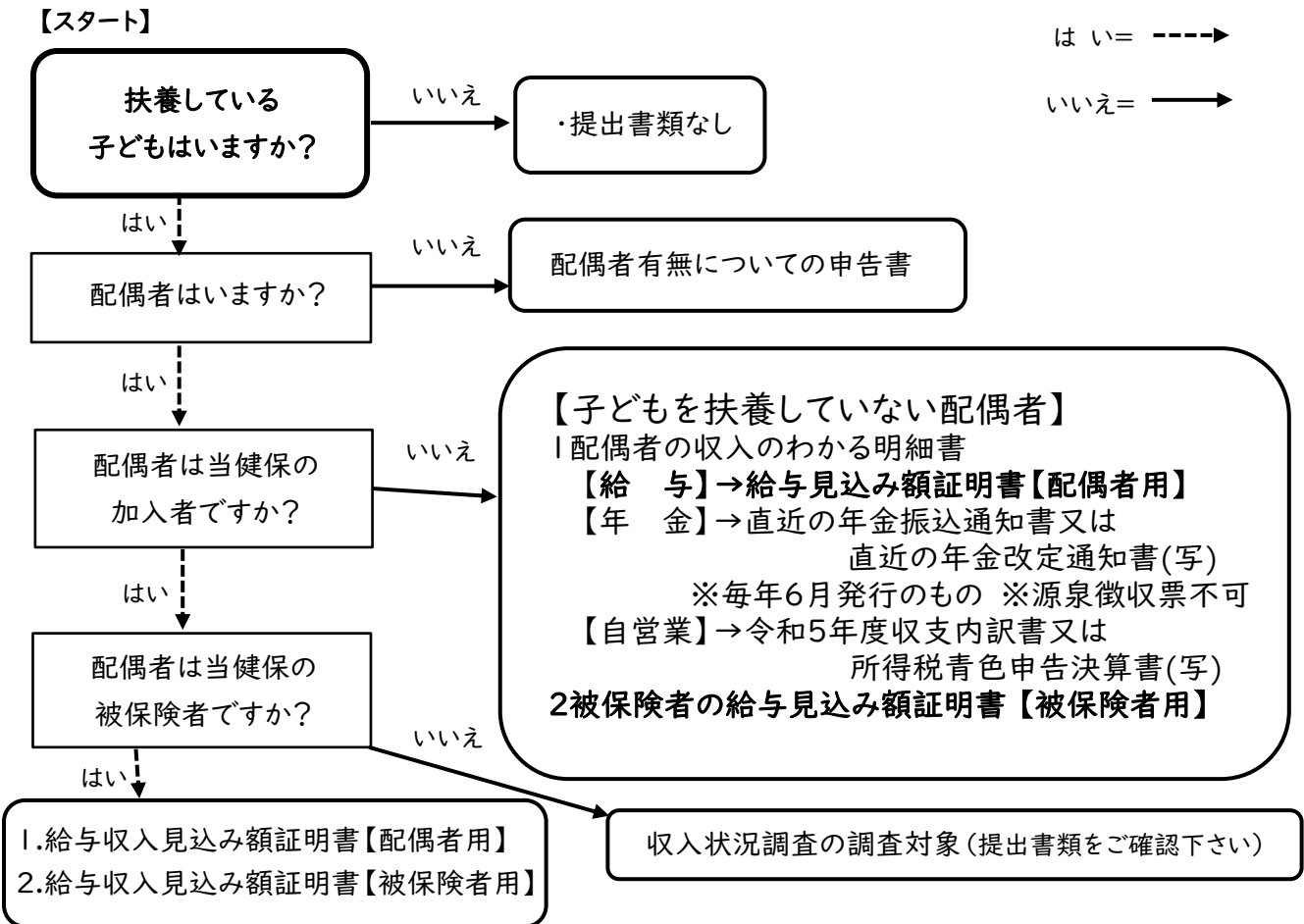
## 厚生労働省の通知より

夫婦共同扶養の場合（いわゆる共働きの場合等）における被扶養者の認定について、『夫婦双方の収入の多い方が主として生計維持するものとする』との通知が令和3年8月にありました。

通知に基づきまして昨年同様、お子様に対して調査をさせていただきます。下記の要件に該当された方は、被扶養者収入状況等調査時に、書類をご提出下さい。

また、その他の被扶養者の方を調査をする時は、改めてご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ◇◆◇夫婦共同扶養調査提出書類フロー(子ども版)◆◆◇



「給与見込み額証明書」は個人宛の封書で配布させていただきます。被保険者本人と配偶者のお勤めの事業所様で証明をもらって下さい。